平成２５年（フ）第５７４号
静岡県焼津市北新田404番地の５
破産者　有限会社マル善増田水産
１　決定年月日　平成26年４月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４１号
佐賀県西松浦郡有田町中樽３丁目４番18号
破産者　松田美代子
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１２号
山形県米沢市信夫町６番25号、開始決定時の住所山形県東置賜郡川西町大字上小松1121番地５
破産者　横川　和也
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１７号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠2605番地の61
破産者　東海林博幸
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３９６号
仙台市青葉区北山３丁目10番19号、開始決定時の住所仙台市青葉区立町22番１号
破産者　窪田　直義
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
仙台市宮城野区宮城野１丁目６番17号
破産者　渡辺　美紀
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２７号
宮城県多賀城市明月１―５―17、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町貴生川１丁目186番地―101号
破産者　相澤　武夫
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
宮城県宮城郡利府町加瀬字台城47番地２
破産者　水間　慶一
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８４号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目14番37号　シマサコーポＶ202号
破産者　赤井澤與四光
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
埼玉県春日部市谷原１丁目18番地１　ドルミ春日部３―312、旧住所埼玉県所沢市緑町４丁目28番38―105号
破産者　藤本　耕一
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江曲59番地２
破産者　鈴木　　仁
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２９８号
愛知県稲沢市小沢２丁目21番20―402号
破産者　松本　壽三
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４８号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目16番１―602号
破産者　唐鎌　和彦
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７号
広島市安佐北区可部町大字勝木2413番地１
破産者　モリカワこと　森川　敏和
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９４号
福岡市西区周船寺２丁目13番48―203号、前住所福岡市西区大字千里459番地23
破産者　太田　久義
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３号
沖縄県うるま市喜仲１丁目７番19号
破産者　金城歯科医院こと　金城　征夫
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４２８号
横浜市港南区下永谷２―24　上大岡グリーンハイツＡ―201、住民票上の住所横浜市西区平沼１丁目17番11―404号
破産者　山崎　光信
１　決定年月日　平成26年４月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部